

貸研究工場棟E棟を効果的に活用するため、使用できる対象者を拡大するもの。

1 施設概要

新製品や新技術を開発しようとする企業等を育成し、地域産業の 発展に資するため、市が貸研究工場棟(以下「貸工場」)を設置。H18 年度からA~D棟、H30年度からE棟の供用開始。

◆施設概要

・所在地: 北上市相去町山田2番地17 (オフィスアルカディア・北上内)

・建物構造:軽量鉄骨造平屋建て

・間取り:

工場スペース、事務・研究室、

トイレ等、冷暖房設備完備

	床面積	使用料月額
A棟	489.71m²	306,940円
B棟	343.10 m ²	214,760円
C棟	343.10 m ²	214,760円
D棟	220.93 m ²	138,280円
E棟	424.32 m²	266,090円

・指定管理:(株)北上オフィスプラザ(利用料金制)

貸工場E棟について

◆整備の背景

地場企業が生産活動を行いながら研究開発に取り組むため、 H28 年度内閣府**地方創生拠点整備交付金**を活用し、貸工場E棟を整備。 (1/2補助、75,060千円)

条件:地域再生計画の策定。

<地域再生計画の事業内容>

自動車産業を始めとする新技術研究開発や、岩手大学等との産学 連携や企業集積を活かした共同研究を促進し、新たな産業の創出や 付加価値額の向上等地域産業の底上げを行うもの。 計画期間:H28~R2年度(5年間)

◆事業実施

この計画に基づき、岩手大学と共同研究を行う企業が貸工場E棟 に入居し事業を開始。地域再生計画の計画期間であるH28~R2年 度の5年間、産学官が連携した共同研究事業を実施。R3~4年度も 継続。

今後の方向性

条例を改正することで、貸工場E棟を使用できる者を岩手大学との 共同研究を実施するものだけに限定せず、対象者を拡大し、市内の 丁場需要に応える。

◆理由

- (1)地域再生計画に基づく事業が終了(中核企業が撤退)。貸工場E棟 はA~D棟と同じく岩手大学との共同研究に限らず、広く事業を実施 できる環境になった。
- (2) これまで集積が進んできた自動車関連産業に加え、半導体関連産 業の立地が進み、関連企業の進出ニーズが高まっている。
- (3) 親企業に依存しない独自の新技術や新製品開発、販路開拓に取り組 む中、自社で研究・開発の環境を備える初期投資費用の捻出が課題と なっている。

4 条例改正の内容

◆北上市貸研究工場棟条例

(対象者)

第3条 貸工場を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するも のとする。**ただし、別表に掲げる施設のうち、E棟を使用できる者** は、第1号に該当するものであって、国立大学法人岩手大学との共 同研究を実施するものに限る。



◆変更内容

第3条のただし書きの一文を削除し、使用できる対象者を拡大。

スケジュール

R5.5.10 議会全員協議会

R5.5.15 庁議

R5.6月 議会通常会議